

中原区青色回転灯等の貸与に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、地域活動団体に青色回転灯及び関係機材を貸与することにより、地域で自主的に行われる自主防犯活動を支援し、もって安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 貸与の対象となる団体（以下「対象者」という）は、次の各号に該当するものとする。なお、区内で活動する団体に限る。

- (1) 町内会・自治会等
- (2) 青少年団体（青少年の健全育成を図ることを目的として設置された団体をいう）
- (3) 小・中学校PTA団体
- (4) 老人クラブ
- (5) 商店街組織（一定地域において、商店等を構成員として組織された団体をいう）
- (6) 防犯関係団体（地域の防犯活動を行うことを目的として組織された団体をいう）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に認める団体

(対象物品)

第3条 貸与の対象となる物品は、青色回転灯及び防犯パトロールステッカー（団体の名入れをしたもの）とする。

(貸与の申請)

第4条 必要な物品の貸与を受けようとする対象者は、青色回転灯等貸与申込書（第1号様式）に、「川崎市青色回転灯を使用した自主防犯パトロールの委嘱に関する要領」により交付された委嘱状（以下「青色防犯パトロールに関する委嘱状」という）の写しを添付して、区長に申請するものとする。

(貸与の実施)

第5条 区長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請内容を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

- 2 区長は、貸与の決定をした者（以下「被貸与者」という）に対して、神奈川県警察本部長より自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いについて示した警察庁生活安全局長通達に基づく証明書等が交付されていることを確認した後、対象物品を貸与する。
- 3 対象物品の貸与は、無償とする。ただし、維持管理に要する費用は被貸与者が負担するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与の期間は、貸与の決定の日から当該日の所属する年度の翌年度の3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了において、被貸与者が川崎市長より引き続き青色防犯パトロールに関する委嘱状の交付を受けた場合は、自動的に貸与の期間を更新するものとする。

(管理義務)

第7条 被貸与者は、善良な注意を持って物品の管理に努めなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与された物品を目的以外に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、区長の承認を得たときはこの限りではない。
- 3 被貸与者は、自己の責に帰すべき理由により物品を滅失し、又はき損したときは、直ちにこれを現状に回復しなければならない。

(貸与決定の取り消し)

第8条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は対象物品の貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 川崎市長から青色防犯パトロールに関する委嘱状の交付が受けられないとき
- (2) 神奈川県警察本部長より当該証明書等の交付が受けられないとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、区長が対象物品の貸与をすることが適当でないと認めるとき

(貸与物品の返還)

第9条 区長は、貸与の決定を取り消したときは、貸与した物品を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。